

第77回国民体育大会 栃木県準備委員会会則の一部改正について

第77回国民体育大会栃木県準備委員会会則（平成26年5月19日設立総会決定）の一部を次のように改正する。

第10条第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 募金・企業協賛推進委員会

第11条第4項第5号中「常任委員会」の次に「及び募金・企業協賛推進委員会」を加える。

第20条を第21条とし、第14条から第19条までを1条ずつ繰り下げ、第12条の次に次の1条を加える。

(募金・企業協賛推進委員会)

第13条 募金・企業協賛推進委員会は、会長が委嘱した委員を持って構成する。

2 募金・企業協賛推進委員会に委員長及び副委員長を置き、会長が委嘱する。

3 募金・企業協賛推進委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

5 募金・企業協賛推進委員会は、総会からの委任により、募金・企業協賛の推進に関する事項について審議し、その結果を必要に応じて次の総会に報告する。

6 第11条第5項及び第6項の規定は募金・企業協賛推進委員会にて準用する。

7 第8条の規定は、募金・企業協賛推進委員の任期等について準用する。

附 則

この会則は、平成28年7月13日から施行する。

総会から常任委員会への委任事項

第 77 回国民体育大会栃木県準備委員会会則第 11 条第 4 項第 5 号の規定に基づく常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。

(常任委員会への委任事項)

- 1 大会開催に関する方針及び基本計画に関すること
- 2 会場地市町村及び競技施設の選定に関すること
- 3 県と会場地市町村の業務分担及び経費負担区分に関すること
- 4 競技施設及び用具等の整備計画に関すること
- 5 競技の企画及び運営に関すること
- 6 競技役員等の養成及び編成に関すること
- 7 広報及び県民運動に関すること
- 8 宿泊及び衛生に関すること
- 9 輸送及び交通に関すること
- 10 警備、消防防災及び医療救護に関すること
- 11 式典の企画及び運営に関すること
- 12 その他開催準備に関すること

総会から募金・企業協賛推進委員会への委任事項

第 77 回国民体育大会栃木県準備委員会会則第 11 条第 4 項第 5 号の規定に基づく募金・企業協賛推進委員会への委任事項は、次のとおりとする。

(募金・企業協賛推進委員会への委任事項)

- 1 募金及び企業協賛の推進に関すること

第 77 回国民体育大会栃木県準備委員会会則 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第 1 条～第 7 条〔略〕</p> <p>(任期等)</p> <p>第 8 条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから準備委員会の目的が達成され解散するまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。</p> <p>2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。</p> <p>3 会長は、前 2 項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。</p> <p>(顧問及び参与)</p> <p>第 9 条 準備委員会に、顧問及び参与を置くことができる。</p> <p>2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。</p> <p>3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。</p> <p>4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。</p> <p>5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。</p> <p>6 顧問及び参与は、無報酬とする。</p> <p>第 3 章 会議 (会議の種類)</p> <p>第 10 条 準備委員会に、次の会議を置く。</p> <p>(1) 総会 (2) 常任委員会 <u>(3) 募金・企業協賛推進委員会</u> <u>(4) 専門委員会</u></p> <p>(総会)</p> <p>第 11 条 総会は、会長及び委員をもって構成する。</p> <p>2 総会は、必要に応じて会長が招集する。</p> <p>3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。</p>	<p>第 1 条～第 7 条〔略〕</p> <p>(任期等)</p> <p>第 8 条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから準備委員会の目的が達成され解散するまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。</p> <p>2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。</p> <p>3 会長は、前 2 項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。</p> <p>(顧問及び参与)</p> <p>第 9 条 準備委員会に、顧問及び参与を置くことができる。</p> <p>2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。</p> <p>3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。</p> <p>4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。</p> <p>5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。</p> <p>6 顧問及び参与は、無報酬とする。</p> <p>第 3 章 会議 (会議の種類)</p> <p>第 10 条 準備委員会に、次の会議を置く。</p> <p>(1) 総会 (2) 常任委員会 <u>(3) 専門委員会</u></p> <p>(総会)</p> <p>第 11 条 総会は、会長及び委員をもって構成する。</p> <p>2 総会は、必要に応じて会長が招集する。</p> <p>3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。</p>

<p>4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。</p> <p>(1) 大会の開催に必要な方針に関する事 (2) 会則の制定及び改廃に関する事 (3) 事業計画及び事業報告に関する事 (4) 予算及び決算に関する事 (5) 常任委員会及び募金・企業協賛推進委員会に委任する事項に関する事 (6) その他重要な事項に関する事</p> <p>5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又</p>	<p>4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。</p> <p>(1) 大会の開催に必要な方針に関する事 (2) 会則の制定及び改廃に関する事 (3) 事業計画及び事業報告に関する事 (4) 予算及び決算に関する事 (5) 常任委員会に委任する事項に関する事 (6) その他重要な事項に関する事</p> <p>5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又</p>
<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>は、書面で議決に加わることができる。</p> <p>6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は、書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。 （常任委員会）</p> <p>第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。</p> <p>2 委員長は、会長をもって充てる。</p> <p>3 副委員長は、副会長をもって充てる。</p> <p>4 常任委員会は、必要に応じ委員長が招集する。</p> <p>5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。</p> <p>6 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。</p> <p>7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、その結果を必要に応じて次の総会に報告する。</p> <p>(1) 総会から委任された事項に関する事 (2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任事項に関する事 (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関する事 (4) その他委員長が必要と認める事項に関する事</p> <p>8 前条第5項及び第6項の規定は常任委員会につい</p>	<p>は、書面で議決に加わることができる。</p> <p>6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は、書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。 （常任委員会）</p> <p>第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。</p> <p>2 委員長は、会長をもって充てる。</p> <p>3 副委員長は、副会長をもって充てる。</p> <p>4 常任委員会は、必要に応じ委員長が招集する。</p> <p>5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。</p> <p>6 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。</p> <p>7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、その結果を必要に応じて次の総会に報告する。</p> <p>(1) 総会から委任された事項に関する事 (2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任事項に関する事 (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関する事 (4) その他委員長が必要と認める事項に関する事</p>

<p>て準用する。</p> <p>9 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。</p> <p><u>(募金・企業協賛推進委員会)</u></p> <p><u>第13条 募金・企業協賛推進委員会は、会長が委嘱した委員を持って構成する。</u></p> <p><u>2 募金・企業協賛推進委員会に委員長及び副委員長を置き、会長が委嘱する。</u></p> <p><u>3 募金・企業協賛推進委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。</u></p> <p><u>4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。</u></p> <p><u>5 募金・企業協賛推進委員会は、総会からの委任により、募金・企業協賛の推進に関する事項について審議し、その結果を必要に応じて次の総会に報告する。</u></p> <p><u>6 第11条第5項及び第6項の規定は募金・企業協賛推進委員会にて準用する。</u></p> <p><u>7 第8条の規定は、募金・企業協賛推進委員の任期等について準用する。</u></p> <p>(専門委員会)</p> <p><u>第14条</u>〔略〕</p>	<p>8 前条第5項及び第6項の規定は常任委員会について準用する。</p> <p>9 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。</p> <p>(専門委員会)</p> <p><u>第13条</u>〔略〕</p>
<p>改 正 案</p>	<p>現 行</p>
<p>第4章 会長の専決処分 (会長の専決処分)</p> <p><u>第15条</u>〔略〕</p> <p>第5章 事務局 (事務局)</p> <p>改正案</p> <p><u>第16条</u>〔略〕</p> <p>第6章 財務 (経費)</p> <p><u>第17条</u>〔略〕</p> <p>(予算及び決算)</p>	<p>第4章 会長の専決処分 (会長の専決処分)</p> <p><u>第14条</u>〔略〕</p> <p>第5章 事務局 (事務局)</p> <p>改正案</p> <p><u>第15条</u>〔略〕</p> <p>第6章 財務 (経費)</p> <p><u>第16条</u>〔略〕</p>

<p><u>第18条</u> [略]</p> <p>(会計年度)</p> <p><u>第19条</u> [略]</p> <p>第7章 補則</p> <p>(委任)</p> <p><u>第20条</u> [略]</p> <p>(解散)</p> <p><u>第21条</u> [略]</p>	<p>(予算及び決算)</p> <p><u>第17条</u> [略]</p> <p>(会計年度)</p> <p><u>第18条</u> [略]</p> <p>第7章 補則</p> <p>(委任)</p> <p><u>第19条</u> [略]</p> <p>(解散)</p> <p><u>第20条</u> [略]</p>
---	---